

林業研究所試験研究評価実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、林業研究所が実施する試験研究の公平性、客観性、透明性を確保し、県民ニーズ、時代要請等に即した成果を効率的に上げるため、有識者等による公正、適切な評価を行うことを目的とする。

(評価の対象)

第2条 原則として、林業研究所が実施する全ての研究課題について、研究評価を実施する。

ただし、国等の研究評価を受ける研究課題、執行委任事務、受託事業等で実施する研究課題については、研究評価対象課題から除外することができる。

(試験研究評価委員会)

第3条 林業研究所にかかる前条の評価を行なうため、試験研究評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第5条に定める評価を行なう。

3 委員会の組織、運営及び評価の方法等については、別に必要な事項を定める。

(委員の責務)

第4条 試験研究評価委員（以下、「委員」という。）は、厳正な評価を心がけるとともに、知り得た情報の秘密保持義務を負う。

(評価の種類)

第5条 実施を計画している試験研究課題については計画段階における評価を事前評価、実施が3年以上にわたる長期の課題の中間段階における評価を中間評価、実施が実質的に終了した段階における評価を事後評価とする。

(評価の時期と内容)

第6条 評価の実施時期と内容は次のとおりとする。

(1) 事前評価は次年度当初予算に反映できる時期までに実施し、評価の内容は試験研究の必要性・緊急性、新規・独創性、目的達成の可能性、期待される効果等とする。

(2) 中間評価は中間年度で次年度当初予算に反映できる時期までに実施し、評価の内容は試験研究の進捗状況、継続の必要性等とする。

(3) 事後評価は終了年度の3月末までに実施し、評価の内容は目標達成度、具体的な成果とその活用方法、今後の展開等とする。

(評価結果の提出)

第7条 各委員は、試験研究課題を評価し、必要な意見を加えて、その結果を林業研究所長に提出する。

(評価結果の活用)

第8条 林業研究所長は、試験研究評価結果を参考にして、試験研究課題の採択や継続、内容の変更、成果の活用等に反映するよう努めるとともに、その結果を各委員に報告する。

(評価結果の公表)

第9条 林業研究所長は、各委員の評価結果、評価基準及び評価結果の活用方法等について原則として公表する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年8月25日一部改正

平成19年9月3日一部改正

平成20年3月27日一部改正

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年8月12日から施行する。